

国 都 計 第 196 号
国 都 制 第 136 号
国 都 街 第 94 号
国 住 街 第 245 号

令 和 5 年 3 月 28 日

各 都 道 府 県 担 当 部 局 長 殿
各 政 令 指 定 都 市 担 当 部 局 長 殿
都 市 再 生 機 構 担 当 部 局 長 殿

国 土 交 通 省 都 市 局 都 市 計 画 課 長
(公 印 省 略)
市 街 地 整 備 課 長
(公 印 省 略)
街 路 交 通 施 設 課 長
(公 印 省 略)
住 宅 局 市 街 地 建 築 課 長
(公 印 省 略)

立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）

平素より国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和4年6月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」では、「目視」、「実地監査」、「定期検査・点検」、「常駐・専任」、「対面講習」、「書面掲示」、「往訪閲覧・縦覧」の7項目のアナログ規制に関する法令の規定や運用を見直すこととされ、同年12月には個別の規制ごとに見直しに向けた工程表が公表されました。

また、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）においても、7項目のアナログ規制の見直しについて、「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」と記載されているところです。

つきましては、法令に基づき実施される立入検査等におけるデジタル技術の活用について、下記のとおり通知いたします。

なお、各都道府県、各政令指定都市におかれましては、関係市町村及び関係団体に対しても、本通知を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 立入検査・立入調査等におけるデジタル技術の活用について

別紙1-①に掲げる法令の規定に基づき実施される測量又は調査等については、土地や事務所等に実際に立ち入って実施するほか、高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨、周知いたします。

また、別紙1-②に掲げる法令の規定により、身分を示す証明書の提示が義務付けられている場合においては、デジタル技術を活用した方法により立入検査を行う際にも、オンライン会議システムの画面越しに、関係者に対して職員証を提示するなどの対応をお願いいたします。

2. 実地調査におけるデジタル技術の活用について

別紙2に掲げる法令の規定に基づき、各区域内における実地調査の支障となる木竹の伐採は届出不要となっているところ、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨、周知いたします。

(参考資料)

- ・資料1 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）
- ・資料2 デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会）（抄）

※本通知の対象法令を抜粋の上、赤枠を付しております。

- ・資料3 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

※本通知に該当する箇所を抜粋の上、赤枠を付しております。

別紙 1 - ①

- ・ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 72 条第 1 項（※ 1）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 18 条第 1 項
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 25 条第 1 項、第 82 条第 1 項（※ 2）
- ・ 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 60 条第 1 項
- ・ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第 63 条第 1 項
- ・ 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和 41 年政令第 122 号）第 30 条第 5 号
（※ 1）新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）第 29 条において準用する場合を含む。
（※ 2）例えば、都市計画法第 29 条第 1 項の開発許可を受けずに開発行為を行っている土地
について、同法第 82 条第 1 項の規定に基づき立入検査を行う場合も含まれる。

別紙 1 - ②

- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 18 条第 2 項
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 82 条第 2 項

別紙 2

- ・都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 38 条の 5 第 5 号ホ
- ・幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和 55 年政令第 273 号）第 8 条第 5 号ホ
- ・集落地域整備法施行令（昭和 63 年政令第 25 号）第 6 条第 5 号ホ
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成 9 年政令第 324 号）第 11 条第 5 号ホ
- ・国土交通省関係地域再生法施行規則（平成 27 年国土交通省令第 58 号）第 4 条第 3 号